

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

道では、平成15年(2003年)3月に21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」(以下「基本計画」という。)[第1期計画期間:平成15~24年度(2003~2012年度)]と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」[計画期間:平成15~19年度(2003~2007年度)]を策定し、「ノーマライゼーション*1社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。

平成15年度(2003年度)からは「支援費制度*2」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年(2005年)11月7日に「障害者自立支援法*3」が公布、平成18年(2006年)4月から施行されました。

その後、平成24年(2012年)6月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス*4の充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*5」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成26年(2014年)2月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年(2016年)6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年8月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

道では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「北海道障がい者条例」という。)の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」(以下「この計画」という。)を策定することとします。

(2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までを計画期間とする第6期計画については、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*6の構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、成果目標やサービス見込み量等の確保方策等について定めます。

○第6期北海道障がい福祉計画

- 根拠：障害者総合支援法第89条第1項
- 概要：障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針〔令和2年(2020年)5月19日厚生労働省告示第213号〕(以下「基本指針」という。)に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める、都道府県障害福祉計画。
- 参考通知：「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」〔平成21年(2009年)1月8日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自第0108001号〕

○第5期障がい者就労支援推進計画〔北海道働く障がい者応援プラン*7・第V章〕

- 根拠：北海道障がい者条例第29条第1項
- 概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び都道府県工賃向上計画。
- 参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年(2012年)4月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発0411第4号〕

○第2期北海道障がい児福祉計画

- 根拠：児童福祉法第33条の22
- 概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について定める、都道府県障害児福祉計画。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画であり、障害者基本法に基づき策定している基本計画(第2期計画期間：平成25～令和4年度(2013～2022年度)の実実施計画として位置付けることとしています。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	しょうがいしやそうごうしえんほうおよ ▼障害者総合支援法及び じどうふくしほう いちぶがいせいほうしこう 児童福祉法の一部改正法施行 ほっかいどう いしそつうしえんじょうれいしこう ▼北海道意思疎通支援条例施行 ほっかいどうしゆわげんごじょうれいしこう ▼北海道手話言語条例施行							
	ほっかいどうそうごうけいかく 北海道総合計画(H28～R7) かがや ほっかいどう 一輝きつづける北海道一							
	だい き ほっかいどうしろう しゅきほんけいかく 第2期北海道障がい者基本計画(H25～R4) ちゆうかんみなお 中間見直し(H29)							
	だい き ほっかいどうしろう ふくしけいかく 第5期 北海道障がい福祉計画 (だい き ほっかいどうしろう じふくしけいかく) ※第1期北海道障がい児福祉計画 ※第4期就労支援推進計画 (ほっかいどうはたら しよう しゅおうえん だい しよう) (北海道働く障がい者応援プラン・第IV章) (H30～R2)							
	みなお見直し だい き ほっかいどうしろう ふくしけいかく 第6期 北海道障がい福祉計画 (だい き ほっかいどうしろう じふくしけいかく) ※第2期北海道障がい児福祉計画 ※第5期就労支援推進計画 (ほっかいどうはたら しよう しゅおうえん だい しよう) (北海道働く障がい者応援プラン・第V章) (R3～R5)							
	だい き ほっかいどうじさつたいさくこうどうけいかく 第3期 北海道自殺対策行動計画 (H30～R4)							
	ほっかいどう けんこうしょうがいだいさくすいしんけいかく 北海道アルコール健康障害対策推進計画 (H29～R2)				だい き ほっかいどう けんこうしょうがいだいさくすいしんけいかく 第2期 北海道アルコール健康障害対策推進計画 (R3～R7)			
	ほっかいどう とういぞんしょうがいだいさくすいしんけいかく 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画 (R2～R4)							
	だいよんき きた だいち こ みらい ほっかいどうけいかく 第四期 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画 (R2～R6)							
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7

3 区域の設定

この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

(1) 居住系サービス（施設入所支援）：「全道域」

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わず

げんざいにゆうしょ かに えんかつ ちいきせいかつ いこう ほか たいせい せいび すす
に、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めると
しせつにゆうしょしえん ひつよう しょう ひと じょうきよう こうりよ ぜんどういちけんいき こういきてき にゆうしよてい
ともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員
ちようせい おこな
の調整を行うこととします。

- (2) 居住系サービス(共同生活援助)及び日中活動系サービス:「北海道障がい保健福祉圏域の21圏域
きょじゆうけい きょうどうせいかつえんじよ およ にちちゆうかつどうけい ほっかいどうしょう ほけんふくしけんいき けんいき
〔札幌市を含む。〕(この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。)
さつぼろし ふく けんいき だいにじちいきふくしけんいき おな

グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者
す ば せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえん にちちゆうかつどう ば りようしゃ
の生活圏域(通所等によりサービス利用が可能な単位)に着目してサービスの基盤整備を進める必要が
せいかつけんいき つうしよとう りよう かのう たんい ちやくもく きばんせいび すす ひつよう
あることから、21の北海道障がい保健福祉圏域単位で必要な調整を行うこととします。
ほっかいどうしょう ほけんふくしけんいきたんい ひつよう ちようせい おこな

- (3) 訪問系サービス及び相談支援:「市町村圏域」
ほうもんけい およ そうだんしえん しちようそんけんいき

居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村
きょたくかいご ほうもんけい ざいたく ていきよう きほん しちようそん
圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。
けんいきたんい ちいきせいかつ いこう しんちよくじょうきよう あ ひつよう ちようせい おこな

また、相談支援*⁹については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関で
そうだんしえん ちいきせいかつ いこう ちいきていちゃくしえん かんてん もっと みぢか ぎょうせいきかん
ある市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。
しちようそん ひつよう たいせい せいび ちようせい おこな

図2 【圏域の区域】

北海道障がい保健福祉圏域
(21圏域)



国土数値情報 (H30 行政区域データ) を加工して作成
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2_3.html)

- 【地域福祉圏の区域】**
- 第一次地域福祉圏 179圏域
 - 第二次地域福祉圏 21圏域
 - ・ 社会福祉法による地域福祉計画の区域
 - ・ 介護保険法による介護保険事業支援計画の区域
 - ・ 障害者総合支援法による障がい福祉計画の区域
 - 第三次地域福祉圏 6圏域
 - ・ 北海道総合計画による連携地域 (エリア)

圏域名	振興局名	市町村名
1 南渡島	渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
2 南檜山	檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
3 北渡島檜山	渡島・檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
4 札幌	石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
5 後志	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
6 南空知		夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
7 中空知	空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
8 北空知		深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
9 西胆振	胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
10 東胆振	胆振	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
11 日高	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
12 上川中部	上川	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
13 上川北部	上川	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
14 富良野		富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
15 留萌	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
16 宗谷	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
17 北網	オホーツク	北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町
18 遠紋	オホーツク	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
19 十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
20 釧路	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
21 根室	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町